

長野県福祉サービス第三者評価受審に係る数値目標（案）

長野県健康福祉部地域福祉課福祉監査担当

1 受審目標設定の努力義務化

厚生労働省は、平成 30 年に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を一部改正し、都道府県推進組織は、受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないとされている。

2 長野県の数値目標案について

(1) 現状

長野県における受審件数（H30～R2）

サービスの種類	H30	R1	R2	H30～R2 累計
高齢者	10	7	1	18
障がい者・児	12	14	5	31
保育所	52	43	10	105
社会的養護	7	8	4	19
その他（救護施設等）	1	3	0	4
合計	82	75	20	177

(2) 目標案

過去3年間（H30～R2）の受審状況を踏まえ、R4～R6の各年毎の目標を設定し、全体として3年間（R4～R6）の累計について目標を設定する。

【目標】

- ・ H30～R2の実績件数の年間平均値を基準として、毎年概ね5%増を目指す。
- ・ 全体としてR4～R6の3年間でH30～R2の3年累計に対して概ね10%増を目指す。

目標受審件数

サービスの種類	H30～R2 累計	H30～R2 平均	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R4～R6 累計目標
高齢者	18	7	7	8	8	23
障がい者・児	31	10	11	12	13	36
保育所	105	35	37	38	40	115
社会的養護	19	6	6	6	7	19
放課後児童クラブ	—	—	3	3	3	9
その他 (救護施設等)	4	1	1	1	1	3
合計	177	59	65	68	72	205

※社会的養護は平成24年から受審が義務化のため、増加の目標としていない。

※放課後児童クラブの目標値はR3施設数（432）に対して3年間で概ね2%（9施設）が受審。